

燕・弥彦総合事務組合 総務消防局
環境センター

ストーカ炉施設
精密機能検査業務委託

仕 様 書

令和4年度

燕・弥彦総合事務組合

第 1 章 総 則

第 1 節 業務の目的

燕・弥彦総合事務組合(以下、「本組合」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)施行規則第 5 条の規定に基づいてごみ処理施設の精密機能検査を実施し、現在の処理機能及び設備装置の現状を把握し、次年度の施設整備、施設運営等の参考資料を得ることなどを本業務の目的とする。

第 2 節 業務委託名称

環委第 4-2 4 号 ストーカ炉施設精密機能検査業務委託

第 3 節 業務委託場所

〒 9 5 9 - 0 2 1 3

新潟県燕市吉田吉栄 7 7 7 番地

燕・弥彦総合事務組合 総務消防局 環境センター ストーカ炉

第 4 節 業務委託期間

令和 4 年 7 月 2 5 日 から 令和 5 年 3 月 2 2 日までとする。

第 5 節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、業務受注者(以下、「受注者」という。)と本組合との協議の上これを定めるものとする。

第 6 節 関係法令等

受注者は、本業務の実施にあたって関係する諸法令、規則、指針、条例等を遵守するとともに、別途監督員が指示する規格、通知、通達等に従うものとする。

第 7 節 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守するものとする。

第 8 節 関係官公庁との協議

受注者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合には、誠意を持ってこれにあたるものとする。

第 9 節 業務内容の変更

本組合が必要であると認めた場合には、本組合と受注者による協議に

より業務内容を変更することができる。

第10節 資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受注者が行うものとするが、本組合が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料・記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等については業務の完了時に速やかに返還しなければならない。

第11節 打合せおよび議事録

受注者は、業務着手時および履行期間中に必要に応じて協議打合せを行い、その議事録を監督員に提出して承認を受けることとする。

第12節 疑義

受注者は本仕様書を熟読吟味し、本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、本組合に照会し、組合の指示に従い意向を十分に了解したうえで見積もること。

第13節 提出書類

受注者は、業務の着手および完了にあたっては、本組合の契約約款に定めるものおよび次の書類を提出しなければならない。

1. 着 手 時
 - 1) 着 手 届
 - 2) 工 程 表
 - 3) 主任技術者届
2. 完 了 時
 - 1) 完 了 届
 - 2) 成果品納品書

第14節 検査および引渡し

受注者は、業務完了後速やかに完了届を提出し、本組合の検査を受けなければならない。

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書を納品し、本組合の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。

第15節 成 果 品

1. ストーカ炉施設精密機能検査報告書 A 4 版 5 部

第2章 業務委託内容

精密機能検査報告書を作成するにあたっては、運転管理の実績や状況を踏まえて、現在の処理機能および設備装置の状況を把握したうえで、今後の運転管理および施設整備の方針をまとめた報告書とすること。

1. 検査の目的および結果の概要

本検査を行う目的を記述するとともに、次に示す調査及び検査結果の概要についてまとめること。

- 1) 処理実績
- 2) 施設状況
- 3) 処理機能の状況
- 4) 維持管理状況
- 5) 今後の対応

2. 処理・処分の概要

1) 処理・処分施設

一般廃棄物処理・処分施設の概要についてまとめること。

2) 収集

収集体制および分別方法等についてまとめること。

3) 処理・処分実績

最新年度の人口、ごみ搬入量、1人1日当たりのごみ排出量および処理・処分実績について調査し、まとめること。

3. 施設の概要

施設の概要、処理工程および設備の概略について調査し、まとめること。

4. 運転管理実績

1) 運転実績

ごみ搬入量、稼働日数と稼働時間、ごみ焼却量、焼却残渣量、電力使用量、主な薬品使用量等の過去3年間の実績を調査し、各年度の運転実績についてまとめること。

2) 維持管理状況

管理体制、日常作業および保守・点検内容を把握するとともに、管理計測項目および過去3年間の定期検査結果や補修実績を調査し、まとめること。

5. 設備・装置の状況

本施設に設置されている設備・装置の状況について調査し、まとめること。

6. 各種検査結果

本施設の処理機能状況を把握するため、検査当日に次に示す項目のサンプリングを行い、その分析結果についてまとめること。なお、サンプリングの日程は定期検査の実施日にあわせること。

1) ごみ質

(1)分析数量：1 検体

(2)分析項目：

元 素 組 成 炭素、水素、窒素、酸素、硫黄、塩素
低 位 発 熱 量 実測値

2) プラント用水の水質

(1)分析数量：2 検体(処理前、処理後)

(2)分析項目：pH、BOD、COD、SS、全蒸発残留物

なお、次に示す項目については、今年度実施する定期検査結果を用いてその分析結果についてまとめること。なお、運転状況の確認は定期検査の実施日に合わせるものとし、日程については調整して実施するものとする。

3) ごみ質

(1)検査項目：

単位容積重量

組 成 分 析 紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、
木・竹・わら類、厨芥類、不燃物類、その他の6分類

3 成 分 水分、灰分、可燃分

低 位 発 熱 量 計算値

4) 焼却残渣

(1)検査項目：

組 成 分 析 水分、未燃分、灰分、大型不燃物

熱 灼 減 量

重金属溶出試験

ダイオキシン類濃度

5) 焼却飛灰(灰固形化処理後)

(1)検査項目：

重金属溶出試験

ダイオキシン類濃度

6) 排ガス測定

(1)検査項目：

有 害 物 質 硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物

ばいじん濃度

ガ ス 組 成

温 度

水 分

流 速
ダイオキシン類濃度

7. 処理条件と処理効果

検査当日の検査結果および運転記録等をもとにして次に示す項目の処理状況を把握し、その結果と設計条件を比較することにより、検査当日の処理効果についてまとめること。

- 1) ごみ処理量および処理率
- 2) ごみ質および焼却灰
- 3) 各部温度状況
- 4) 炉内圧力
- 5) 炉床燃焼率および燃焼室熱負荷
- 6) ガス冷却室蒸発熱負荷
- 7) 燃焼用必要空気量
- 8) 排ガス量
- 9) 公害防止
 - ① ばいじん濃度
 - ② 硫黄酸化物排出量
 - ③ 塩化水素濃度
 - ④ 窒素酸化物濃度
 - ⑤ ダイオキシン類濃度

8. 考 察

施設状況、処理機能の状況および運転管理の状況を踏まえて、問題点等を検討し、今後の施設整備、施設運営等についてまとめること。

また、考察結果を踏まえて、今後5年間における施設整備、施設運営等について検討し、まとめること。